

岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例

岩沼市企業立地促進条例（平成28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア及びイ中「による」を「に掲げる」に改め、同号ウ中「による運輸業、郵便業及び卸売業」を「に掲げる運輸業、郵便業、卸売業、小売業又は不動産業、物品賃貸業」に、「道路貨物運送業、倉庫業及び梱包業、卸売等又は流通事業」を「道路貨物運送、倉庫、梱包その他の物流事業」に改め、同号エ中「による電気業」を「に掲げる電気・ガス・熱供給・水道業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。